



輝け！北っ子！

学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル から

～覚悟をもって／想定内のこととして対応できるように～

先日、文部科学省が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）」が出されました。タイトルからもわかるようにこれまで実態に合わせて改訂がすすめてきています。（文部科学省のホームページでご覧いただけますし、ダウンロードもできますのでよろしければご対応ください。）

「なんとなく怖がる」のではなく、できるだけ「正しく知って、正しく怖がる／正しく対処する」ことが必要ではないかと考えています。このことは、もうすぐ10年になろうとしている東日本大震災及び東京電力原子力発電所事故から私たちが学んだことの一つでもあると考えています。かなりの文章量があり、すべてを紹介することはできませんが、今回の改訂で加わったことや確認しておきたいこと等を中心に紹介します。いつ、どこで、感染者が出てもおかしくない状況であることは間違いありません。感染しない努力を続けることはもちろんですが、感染者が出ることについては、覚悟をもって、想定内の出来事として対応できるようにしていきましょう。

【現状】

- 6/1～11/25 全国で児童生徒 3303人 教職員 471人 幼稚園関係者 206人 感染。
- 学校内での感染があっても、地域での感染拡大につながった事例なし。
- 各学校における感染拡大防止の工夫・努力の効果あり。適切な対応の継続が必要。
- 感染経路は小学生の73%が「家庭内感染」。
- 同一校内で複数（5人以上）の感染者の確認報告は小学校では少ない。（0.06%）
- 10歳未満10代では、他の年代に比べ罹患率が低い。インフルエンザの傾向とは大きく異なる。

【新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

- マニュアルにそって対策をとることで、学校内での感染が広がるリスクを下げることができる。
- 「3つの密を避ける」「人との間隔が十分にとれない場合のマスク着用」「手洗いなどの手指衛生」等基本的な感染対策「新しい生活様式」を導入。
- 地域一斉の「学校のみ」を休業措置にすることは、学びの保障や心身への影響の観点から避けるべき。
- どんなに感染症対策をしても感染リスクをゼロにすることはできない。
- 感染者が確認された場合は、迅速かつ的確に対処できるようにしておくこと。
- 感染者・濃厚接触者である児童が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう十分な配慮・注意が必要。

【学校・家庭の役割】

- 学校は保健管理体制を構築。児童の指導のみならず地域との協力を得ながらすすめる必要性。
- 学校内での感染拡大を防ぐには、ウイルスを持ち込まないこと。家庭の協力が不可欠。
- 家族の発熱・咳、不要不急の外出の自粛、家族間・家族ぐるみの交流も慎重に。

【学校における新型コロナウイルス感染症対策】

- 手洗い、咳エチケット、換気、3密の回避、身体的距離等の基本対応は不可欠。
- 冬季は空気の乾燥、飛沫が飛びやすくなる、インフルエンザの流行等あり。気を引き締めて。

【基本的な感染症対策】

- 3つのポイント…感染源を絶つ 感染経路を絶つ 抵抗力を高める
- 感染源を絶つ…健康観察の徹底 風邪の症状のある場合は登校しない
- 感染経路を絶つ…飛沫感染・接触感染
 - ・ こまめな手洗い（30秒 水と石けん タオル・ハンカチの共用×）
 - ・ 咳エチケット
 - ・ 学校生活では 消毒の効果より 清掃による清潔な空間・免疫力のアップ・手洗いの徹底を
- 抵抗力を高める…十分な睡眠 適度な運動 バランスのとれた食事
- 学校での注意事項 「3密」と「大声」 ○ 密閉の回避 換気の徹底
- 会話の際にはできるだけ正面を避けて

【児童・教職員の感染が判明した場合の流れ】

- ※裏面参照 ※文中の出てくる「設置者」とは二本松市／二本松市教育委員会と考えてください。
- 保健所による行動履歴のヒアリング・濃厚接触者の特定とあわせて、校内の消毒作業の実施となります。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

- ・学校教育活動を継続
 - ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、
 - 濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
 - 濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった